



JASDAQ

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 日 本 ロ ジ テ ム 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 中 西 弘 毅
(J A S D A Q コード番号 : 9 0 6 0)
問 合 せ 先 上 席 執 行 役 員 管 理 部 長 上 田 毅
T E L 0 3 - 3 4 3 3 - 6 7 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 99 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項および第 38 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 29 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上

(別 紙)

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款 (抜粋)	変更後 (抜粋)
<p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第38条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第38条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>